

埼玉県小児う蝕予防対策事業の実施について

埼玉県保健医療部健康長寿課

こどものむし歯予防の取組を支援します！ こどものむし歯は学年とともに増加し、中学生の約3人に1人はむし歯の有病者です

歯・口腔の健康は、おいしく安全に食べ、全身の成長や運動機能の発達、知的発達など健全な育成に必要な栄養素を摂取するための重要な要素です。本県の小児のう蝕の現状は、平成24年に12歳児の一人平均むし歯の本数1.0本、むし歯有病者の割合40%を下回って以降、減少傾向にあるものの、12歳以降、学年とともに増加する傾向に変化はなく、中学3年生では依然として約3人に1人がむし歯の有病者となっている状況です。また、幼少期からむし歯になりやすい児童生徒は、適切な口腔ケアの習慣が定着せず、成人期以降もむし歯になりやすい傾向にあります。

そこで県では、学校等施設において歯科医師など専門職がサポートしながら、フッ化物洗口を中心とした歯科保健指導を実施しています。

本事業の実施希望やお問い合わせがあれば、お気軽に御相談ください。

埼玉県小児う蝕予防対策事業

事業内容

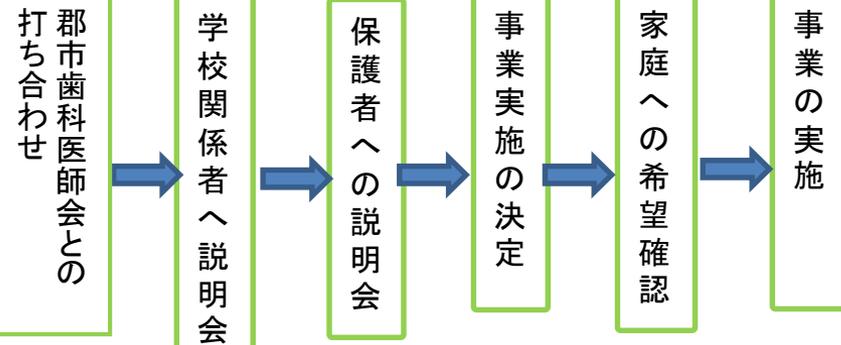
対象：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校(高等部含む)

- ①歯科医師によるフッ化物洗口の指導
- ②フッ化物洗口に必要の器材及び薬剤の支給
 - ・3年間の支援(負担割合は下記のとおり)
 - ・4年目以降は、各市町村や学校・施設ごとに準備
 - ・器材破損分は、原則4年目以降も支給

1年目	器材と1年分の薬剤を支給
2年目	1年分の薬剤費の2/3を支給
3年目	1年分の薬剤費の1/3を支給

実施に向けてのステップ例

各学校の関係者と協議を行いながらステップを検討し進めます



問い合わせ先

・埼玉県歯科医師会 地域保健部担当
048-829-2323(事務局)

又は

・埼玉県保健医療部健康長寿課 健康長寿担当
048-830-3581

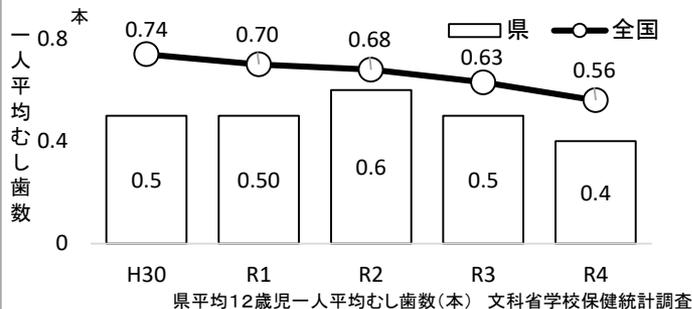
* 本事業は埼玉県が(一社)埼玉県歯科医師会に業務を委託して実施しています。

フッ化物洗口については裏面を御参照ください

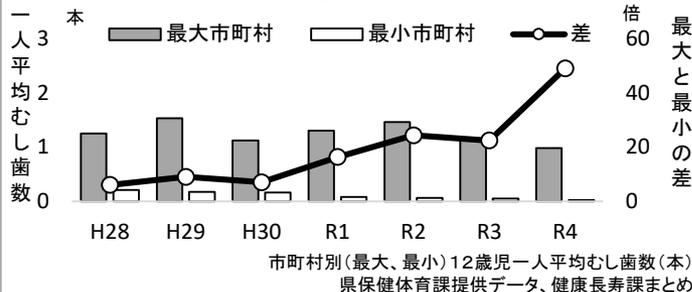
小児期からのフッ化物応用でむし歯の健康格差を解消

現 状

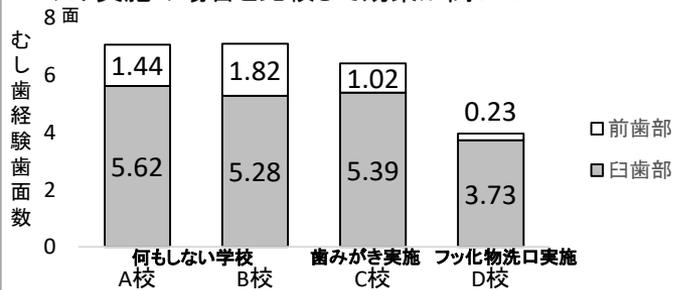
- 小児期のむし歯は、3歳児及び12歳児の調査において減少傾向
- 令和4年の県平均は0.4本と10年前の1/2に！



- 地域間格差が生じ、むし歯数の最大と最小の市町村比較では格差が拡大している！(H28-R4年)

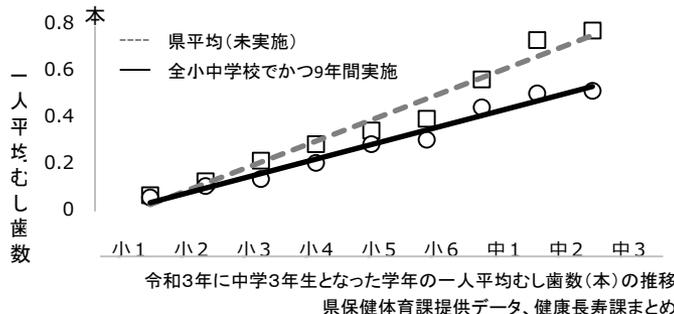


- フッ化物洗口によるむし歯抑制効果は、歯みがきのみ実施の場合と比較して効果が高い！



フッ化物応用による予防効果

- 効果
 - 歯の形成期(幼児期、学齢期)で特に有効
 - ① 歯の表面の歯質を強くする
 - ② むし歯になりかかった歯の再石灰化を促進する
 - ③ 歯垢(プラーク)の生成を抑制する
- フッ化物洗口法は、永久歯むし歯予防効果が高い
 - ⇒特に、全小中学校で継続実施(9年間)した生徒は、中学校3年間のむし歯増加率が約20ポイント抑制



応用方法	乳歯/永久歯	むし歯予防効果
フッ化物洗口	乳歯	-
	永久歯	60~80%
フッ化物配合歯磨剤	乳歯	40%(管理下の使用)
	永久歯	30~40%

日本口腔衛生学会フッ化物応用研究委員会編「フッ化物応用と健康」(口腔保健協会)から

- 週一回であることや方法が簡単、優れた予防効果を有することから、幼稚園、保育所、学校等集団で実施するのに適した方法
- 家庭で実施する場合に比べて継続性に優れ、地域においてむし歯予防の恩恵を平等に受けられる
- 「自分の歯は自分で守る」意識の確立や歯みがき励行の習慣化が期待できる

埼玉県小児う蝕予防対策事業によるフッ化物洗口の実施内容

- フッ化物洗口は、低濃度フッ化物水溶液(約7~10ml)を週一回、一定時間(通常1分間)ブクブクうがいすることでむし歯を抑制する方法

県歯科医師会リーフレット「みんなで育む子どもの歯」一部改編



- 薬剤は、フッ化物製剤を使用

- 器材・薬剤の支援について

1年目	器材と1年分の薬剤を支給
2年目	1年分の薬剤費の2/3を支給
3年目	1年分の薬剤費の1/3を支給

- ※ 器材が破損した場合、原則として4年目以降も支給
埼玉県におけるフッ化物洗口の實務マニュアル 県・県歯科医師会

- 器材費・薬剤費

器材費(無料、費用負担はございません)

器材	費用(円)	合計(円)
広ロビン		
ポリタンク	9,000	15,000
時計		
ボトル	6,000	

薬剤費(年間)

フッ化物製剤	約100円/人
--------	---------

- マニュアルに基づき、郡市歯科医師会担当者、学校歯科医師又は嘱託歯科医師が説明・指導を実施